

高松市立小学校芝生維持保全業務委託 仕様書

1 業務目的

高松市立小学校の芝生の維持保全を確保する。

2 業務概要

- (1) 芝生内にあるポンプアップスプリンクラーの位置を確認し、マーカー等で印を置く。
- (2) エアレーション作業（穴あけ）を全面に実施する。 ※1
- (3) 1トン未満のローラーを使用して芝生の表面を安定させる。
- (4) 除草剤又は薬剤（殺虫・殺菌）必要かを見極め使用する。学校によっては全てを行うことがある。害虫の場合は速やかな対応を行うこと。 ※2
- (5) 目砂は芝生の不陸を確認し必要に応じて敷き砂量をまく。散布後はスポーツトラクター（グランドマット・ハードレイキ）を使用して敷き均しをする。 ※3
- (6) 必要に応じて再度ローラー転圧を実施する。
- (7) 全ての作業終了後、スプリンクラーにより全面灌水を行う。
- (8) 全面灌水終了後、自動灌水制御盤のタイマーをセットして施設責任者の確認印をもらい自動灌水制御盤の設定方法を教える。

※1 エアレーション工法

- ・機械はスポーツトラクター（ターフタイヤ装着している車両）とする。
- ・機械は場所（狭小のため作業出来ないが無いように）によって使い分けること。

- ・土壌の穴あけは専用の機械（バイブロレイキ・エアコア同等）を使用し深さ10cm程度で全体をほぐす。

※2 薬剤散布工法

- ・機械はスポーツトラック又は軽自動車（ターフタイヤ装着している車両）とする。
- ・芝生の状況を見極めての薬剤を決定し、児童及び生徒に害を及ぼさないよう使用前に委託者と協議する。

※3 目砂散布工法

- ・機械はスポーツトラック（ターフタイヤ装着している車両）とする。
- ・機械は場所（狭小のため作業出来ないが無いように）によって使い分けること。
- ・目砂はおろし砂を使用し、海砂及び洗砂は使用しない。
- ・目砂散布機はトップドレッサー同等とする。

3 対象施設及び設備の概要 別紙のとおり

小学校：16校（別紙のとおり）

4 履行期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

5 報告等

- (1) 現場作業完了後、報告書を作成し、教育局総務課に1部提出すること。
- (2) 現場作業の工程は、学校ごとに各工程で写真を撮り、ファイルに閉じて提出すること。
- (3) 現場作業終了後は、各学校の施設責任者の確認印を押印したものを提出すること。

6 労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保

芝生維持保全業務委託に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。

7 業務に当たっては、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康

保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

8 その他

- (1) 着手前に、芝草管理技術者2級の資格証明書の写しを提出すること。